資料1

加治川・胎内川周辺地域における流域治水協議会　規約

（設置・名称）

第１条　本会は、加治川・胎内川周辺地域における流域治水対策を推進するため「加治川・胎内川周辺地域における流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）と称し、これを設置する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめ、平成30年７月豪雨や平成29年九州北部豪雨など、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、加治川・胎内川周辺地域において、あらゆる関係者が協働して河川区域のみならず、氾濫域と集水域を含めた流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　また、別表２にある機関をアドバイザーに置く。

３　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表３の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

５　事務局は、必要に応じて別表３の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

なお、実施に当たっては「加治川・胎内川周辺地域における減災対策協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。

一　加治川・胎内川周辺地域で行う流域治水の全体像の検討と共有。

二　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策のフォローアップ。

四　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会の公開）
第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）
第７条　協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）
第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、新潟県新発田地域振興局地域整備部が行う。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
１　施行期日
本規約は、令和３年５月 27 日から施行する。

令和５年７月７日
幹事　農林水産省北陸農政局農村振興部設計課農業土木専門官を洪水調節機能強化対策官に変更。別表３を改正

別表１

機　　関　　名	構　成　員
新発田市	市長
胎内市	市長
聖籠町	町長
新発田地域広域事務組合消防本部	消防長
農林水産省北陸農政局	地方参事官
農林水産省林野庁関東森林管理局下越森林管理署	署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター　新潟水源林整備事務所	所長
国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所	所長
新潟地方気象台	台長
胎内川沿岸土地改良区	理事長
加治川沿岸土地改良区連合	理事長
東北電力株式会社新潟発電技術センター	所長
新潟県企業局発電管理センター	所長
新潟県新潟地域振興局農林振興部	部長
新潟県新発田地域振興局農村整備部	部長
新潟県新発田地域振興局地域整備部	部長

別表２

機　　関　　名
国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所
国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

別表３

機　　関　　名	構　成　員
新発田市	地域安全課長
胎内市	総務課長
聖籠町	生活環境課長
新発田地域広域事務組合消防本部	警防課長
農林水産省北陸農政局農村振興部	洪水調節機能強化対策官
農林水産省林野庁関東森林管理局下越森林管理署	総括治山技術官
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター　新潟水源林整備事務所	主幹
国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所	調査課長
新潟地方気象台	防災管理官
胎内川沿岸土地改良区	総務課長
加治川沿岸土地改良区連合	事務局長
東北電力株式会社新潟発電技術センター	土木課長
新潟県企業局発電管理センター	発電課長
新潟県新潟地域振興局農林振興部	森林施設課長
新潟県新発田地域振興局農村整備部	農村計画課長
新潟県新発田地域振興局地域整備部	計画調整課長，治水課長 ダム管理課長